

学校再開に伴う当面（7月1日～）の部活動の実施と感染防止策について（中学校）

令和2年6月24日
学校教育課
学校安全課

1 部活動の実施について

(1) 活動計画等

生徒本人と保護者の意向を十分に確認し、同意を得た上で活動を計画すること。
また、県のホームページ等により新型コロナウイルス感染状況の最新情報を入手し、計画の変更・中止等を行うなど適切な措置を講じること。

(2) 休養日及び活動時間

ア 休養日

「運動部活動の方針」（呉市教育委員会 平成30年12月）、「文化部活動の方針」（呉市教育委員会 令和元年11月）に準じる。

イ 活動時間

1日の活動時間は、平日では放課後2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 安全な活動環境

安全な活動環境を確保するため、顧問会議等において、部活動における新型コロナウイルス感染症に係る感染防止策の具体的な注意事項を確認し、周知するとともに、各部活動の活動場所や活動時間を調整し、安全な活動環境を維持するための具体的な感染防止策や各部のスケジュール等を活動場所や部室等に掲示するなど、各部で遵守できる工夫を行うこと。

(4) 学校単位で参加する大会や練習試合等

校外での活動については、原則県外には行かないこととともに、公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用する、降車後は速やかに手を洗う、会話を控えるなど感染防止策を講じることとする。

(5) 感染の可能性の高い活動等について

活動においては、3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるよう対策を講じることとし、次の「2 部活動における感染防止策」を講じても、なお感染の可能性が高い活動については、実施しないこと。

また、運動部活動においては、中央競技団体が感染予防のために作成したガイドライン等を参考にすること。

《参考》スポーツ庁HP

「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」

(6) 活動の記録

生徒や教職員等が感染者となった場合は、濃厚接触者を特定するため、参加者の出欠記録等を残すこと。

2 部活動における感染防止策

(1) 主に活動中に注意すること

ア 活動においては、生徒同士の距離をなるべくとる※こと。少なくとも、2 mの距離を空けて活動すること。

※ 一部の研究では、無風状態の場合、ウォーキングの場合は5 m程度、ジョギングの場合は10m程度の距離を空けることを推奨しているものがある。

イ 運動を伴う活動においては、十分な準備運動を行うとともに、個人や集団の能力に応じた活動とし、生徒のけが防止には十分に留意すること。

ウ 1時間に2～3回程度の休憩時間を設け、早目の給水を行わせるとともに、健康観察や換気、手洗いやうがい、身体的距離の確認などを行うこと。

エ 活動中は、用具等を使用者が変わるとともに、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等で消毒すること。消毒液の入手が困難な場合はこまめな水拭きを行うこと。

オ 給水等で使用するコップ等や、汗拭き用のタオル等を共用させないこと。

カ 人の密度が低い状態でも、気候上可能な限り常時ドアや窓を開放し、可能であれば常時2方向以上の窓を同時に開けて換気を行うこと。

キ マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、気温や湿度に注意しながら活動するとともに、こまめに給水を取り、強度の高い運動※は行わないこと。

※ 心拍数 120/min 以下の運動とすることが目安であるが、個人差があることに留意すること。

(2) 主に活動前後に注意すること

ア 生徒の活動前後の健康観察（検温や体調の確認等）を行い、体調不良等がある場合は当該生徒の活動を中止し、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

イ 寝不足や食事抜き等により、免疫力が低下した状態で、活動を行わせないこと。

ウ 咳エチケット等を徹底し、活動前後には必ず流水と石鹸で手洗いをすること。

エ 活動前後は、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や、用具等を、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等で消毒すること。消毒液の入手が困難な場合は水拭きを必ず行うこと。

オ 活動の前後においても3密を避け、更衣等は部室などの小部屋で行わないこと。